



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次 規則

- ▽神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 [行財政局給与課] 1753
- ▽神戸市公印規則の一部を改正する規則
 [行財政局業務改革課] 1756

訓令

- ▽神戸市公印取扱規程の一部を改正する訓令
 [行財政局業務改革課] 1760

告示

- ▽港湾施設の供用開始（新港第4突堤旅客乗降用渡橋2号機）
 [港湾局経営課] 1761
- ▽放置自転車等の撤去及び保管
 [建設局垂水建設事務所] 1761
- ▽人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例による里づくり計画の変更の認定（神出東里づくり計画）
 [経済観光局農政計画課] 1762
- ▽港湾施設の供用廃止（六甲アイランドN上屋ほか）
 [港湾局経営課] 1763
- ▽生産緑地法による特定生産緑地の指定の解除（垂水19ほか）
 [都市局都市計画課] 1763

公告

- ▽神戸農業振興地域整備計画の軽微な変更
 [経済観光局農政計画課] 1765
- ▽事業計画変更の縦覧（神戸市名谷町社谷土地区画整理事業）
 [都市局地域整備推進課] 1765
- ▽神戸市環境影響評価等に関する条例による事後調査報告書の写しの縦覧（大阪湾岸線西伸線）
 [環境局環境保全課] 1765
- ▽神戸市環境影響評価等に関する条例による事後調査報告書の概要書の写しの縦覧（垂水区名谷地区土地区画整理事業）
 [環境局環境保全課] 1766
- ▽開発行為に関する工事の完了（西区岩岡町）
 [都市局都市計画課] 1767

- ▽都市公園の設置（篠原北町公園）
 [建設局公園部管理課] 1767
- ▽開発行為に関する工事の完了（兵庫区七宮町1丁目）
 [都市局都市計画課] 1768
- ▽開発行為に関する工事の完了（北区甲栄台1丁目ほか）
 [都市局都市計画課] 1768

交通局

- ▽神戸市交通局公有財産管理規程の一部を改正する規程
 [交通局経営企画課] 1770
- ▽公金の徴収事務を含む委託業務
 [交通局営業推進課] 1771

監査委員

- ▽監査事務局長以下専決規程の一部を改正する訓令
 [監査事務局第1課] 1771

規 則

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第28号

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成18年3月規則第104号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（海外派遣手当）</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 条例第39条第2項第1号に規定する規則で定める額は、外国勤務者が居住している家具付きでない住宅の1箇月に要する家賃の額（外国勤務者が居住している住宅が家具付きである場合には、それが家具付きでないものとしたときに支払われるべき家賃の額 <u>（確認が困難である場合は、1箇月に要する家賃から家具相</u></p>	<p style="text-align: center;">（海外派遣手当）</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 条例第39条第2項第1号に規定する規則で定める額は、外国勤務者が居住している家具付きでない住宅の1箇月に要する家賃の額（外国勤務者が居住している住宅が家具付きである場合には、それが家具付きでないものとしたときに支払われるべき家賃の額）（以下「基本家賃額」という。）から、外務公務員在勤基本</p>

当額として当該家賃の100分の10に相当する額を控除した額）（以下「基本家賃額」という。）から、外務公務員在勤基本手当等政令別表第2第2号（総領事館非設置都市にあっては外務公務員在勤基本手当等政令別表第2第1号。以下同じ。）の表の控除率の欄に掲げる外国勤務者の当該派遣に係る同表に掲げる所在地（総領事館非設置都市にあっては外務公務員在勤基本手当等政令別表第2第1号の表に掲げる総領事館非設置都市が属する大使館の所在地。以下同じ。）に係る控除率を基本家賃額に乗じて得た額を控除した額とする。ただし、当該額が、別表第2第2号の表の左欄に掲げる給与条例別表第1に掲げる職務の級の区分に応じ同表の右欄に掲げる外務公務員在勤基本手当等政令別表第2第2号の表限度額の欄に掲げる号に該当する外国勤務者の当該派遣に係る同表に掲げる所在地に対応する限度額（配偶者又は同項第3号に規定する年少子女を随伴しない外国勤務者にあっては、当該限度額に100分の80を乗じて得た額とする。）を超えるときは、当該限度額を加算の上限と

手当等政令別表第2第2号（総領事館非設置都市にあっては外務公務員在勤基本手当等政令別表第2第1号。以下同じ。）の表の控除率の欄に掲げる外国勤務者の当該派遣に係る同表に掲げる所在地（総領事館非設置都市にあっては外務公務員在勤基本手当等政令別表第2第1号の表に掲げる総領事館非設置都市が属する大使館の所在地。以下同じ。）に係る控除率を基本家賃額に乗じて得た額を控除した額とする。ただし、当該額が、別表第2第2号の表の左欄に掲げる給与条例別表第1に掲げる職務の級の区分に応じ同表の右欄に掲げる外務公務員在勤基本手当等政令別表第2第2号の表限度額の欄に掲げる号に該当する外国勤務者の当該派遣に係る同表に掲げる所在地に対応する限度額（配偶者又は同項第3号に規定する年少子女（以下「年少子女」という。）を随伴しない外国勤務者にあっては、当該限度額に100分の80を乗じて得た額）に100分の80を乗じて得られる額（以下「加算限度額」という。）を超えるときは、加算限度額を加算の上限とする。

する。

3～4 [略]

別表第2（第9条関係）

(1) [略]

(2) 海外派遣手当に係る加算

給与条例別表 第1に掲げる 職務の級	外務公務員在勤 基本手当等政令 別表第2第2号 (別表第2第1 号)の表限度額 の欄に掲げる号
[略]	[略]
5級から3級	[略]
2級及び1級	[略]

3～4 [略]

別表第2（第9条関係）

(1) [略]

(2) 海外派遣手当に係る加算

給与条例別表 第1に掲げる 職務の級	外務公務員在勤 基本手当等政令 別表第2第2号 (別表第2第1 号)の表限度額 の欄に掲げる号
[略]	[略]
5級	[略]
4級	[略]

附 則

この規則は、令和4年8月1日から施行する。

神戸市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第29号

神戸市公印規則の一部を改正する規則

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(公印の調製等)	(公印の調製等)
第10条 公印の調製及び廃印は、 <u>行財政局担当課長（総務・文書改革担当）</u> が行う。	第10条 公印の調製及び廃印は、 <u>行財政局長</u> が行う。
2～4 [略]	2～4 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(公印の調製等)

別表第2(第3条、第10条関係)

様式	公印の名称	書体	寸法(ミリメートル)	用途	管守主管課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
34	[略]	[略]	[略]	(1) 神戸市営住宅条例(平成9年4月条例第12号)に規定する市営住宅(神戸市厚生年金住宅条例(昭和44年3月条例第46号)第16条第2項の規定により公営住宅とみなされる厚生年金住宅を含む。)に係る次に掲げる事務 ア～エ [略] オ <u>神戸市営住宅条例施行規則(昭和35年4月規則第9号)第13条及び第40条に規定する神戸市営住宅実態調査員証の発行に関する事務</u> カ <u>神戸市営住宅条例施行規則第41条に規定する神戸市営住宅立入検査員証の発行に関する事務</u> (2)、(3) [略]	[略]

改正前

(公印の調製等)

別表第2(第3条、第10条関係)

様式	公印の名称	書体	寸法(ミリメートル)	用途	管守主管課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
34	[略]	[略]	[略]	(1) 神戸市営住宅条例(平成9年4月条例第12号)に規定する市営住宅(神戸市厚生年金住宅条例(昭和44年3月条例第46号)第16条第2項の規定により公営住宅とみなされる厚生年金住宅を含む。)に係る次に掲げる事務 ア～エ [略] (2)、(3) [略]	[略]

様式73を次のように改める。

様式73 削除

様式73を次のように改める。

様式73の2

指 定 催 し
神 戸 市
消 防 長
之 印
事 務 専 用

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の別表2 34の項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

訓 令 甲

訓令甲第3号

庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

神戸市公印取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年7月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公印取扱規程の一部を改正する訓令

神戸市公印取扱規程（昭和52年3月訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

様式第9号（第7条、第10条関係）中、「行財政局長」を「行財政局担当課長（総務・文書改革担当）」に改め、「局、室又は区役所の長」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

神戸市告示第343号

次の港湾施設は、令和4年8月1日から、その供用を開始する。

令和4年8月1日

神戸市長 久元喜造

旅客乗降用施設

名 称	位 置	延 長	幅 員	
新港第4突堤旅客乗降用 渡橋2号機	神戸市中央区新港町	32.08m	最大	2.09m
			最小	1.52m

神戸市告示第354号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年8月16日

神戸市長 久元喜造

- 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
- 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 返還事務を行う時間
垂水自転車保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
- 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- その他
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
垂水区西舞子8丁目20番19号 垂水保管所	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和4年7月1日	垂水区福田5丁目6番20号 建設局垂水建設事務所 電話707-0234
	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 1台	令和4年7月7日	
	西舞子駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和4年7月12日	
	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 1台	令和4年7月15日	
	舞子駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 1台		
	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 1台	令和4年7月22日	
	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和4年7月27日	
	舞子駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 1台		
	垂水区管内長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 2台	令和4年7月27日	

神戸市告示第355号

人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例（平成8年4月条例第10号）第18条第7項の規定に基づく里づくり計画の変更の認定を行ったので、同条第8項において準用する同条第6項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年8月16日

神戸市長 久元喜造

- 1 変更認定する里づくり計画
神出東里づくり計画

神戸市告示第356号

次の港湾施設について、令和4年8月16日から、供用を廃止する。

令和4年8月16日

神戸市長 久元喜造

旅客施設

名称	位置	構造	規模
六甲船客ターミナル	神戸市東灘区向洋町東3丁目	鉄骨造平屋建 (一部2階建)	2,226.91㎡

上屋

名称	位置	規模
六甲アイランドN上屋	神戸市東灘区向洋町東3丁目	1,539.05㎡
六甲アイランドO上屋	神戸市東灘区向洋町東3丁目	1,724.52㎡

事務室その他

名称	位置	規模
六甲アイランドN上屋附属事務所 (廊下等含む。)	神戸市東灘区向洋町東3丁目	264.24㎡
六甲アイランドO上屋附属事務所 (廊下等含む。)	神戸市東灘区向洋町東3丁目	213.97㎡

冷凍コンテナ用コンセント

名称	位置	数量
六甲アイランドOふ頭用地冷凍コンテナ用コンセント	神戸市東灘区向洋町東3丁目	200V用 7個 400V用 3個

神戸市告示第357号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように告示する。

令和4年8月16日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

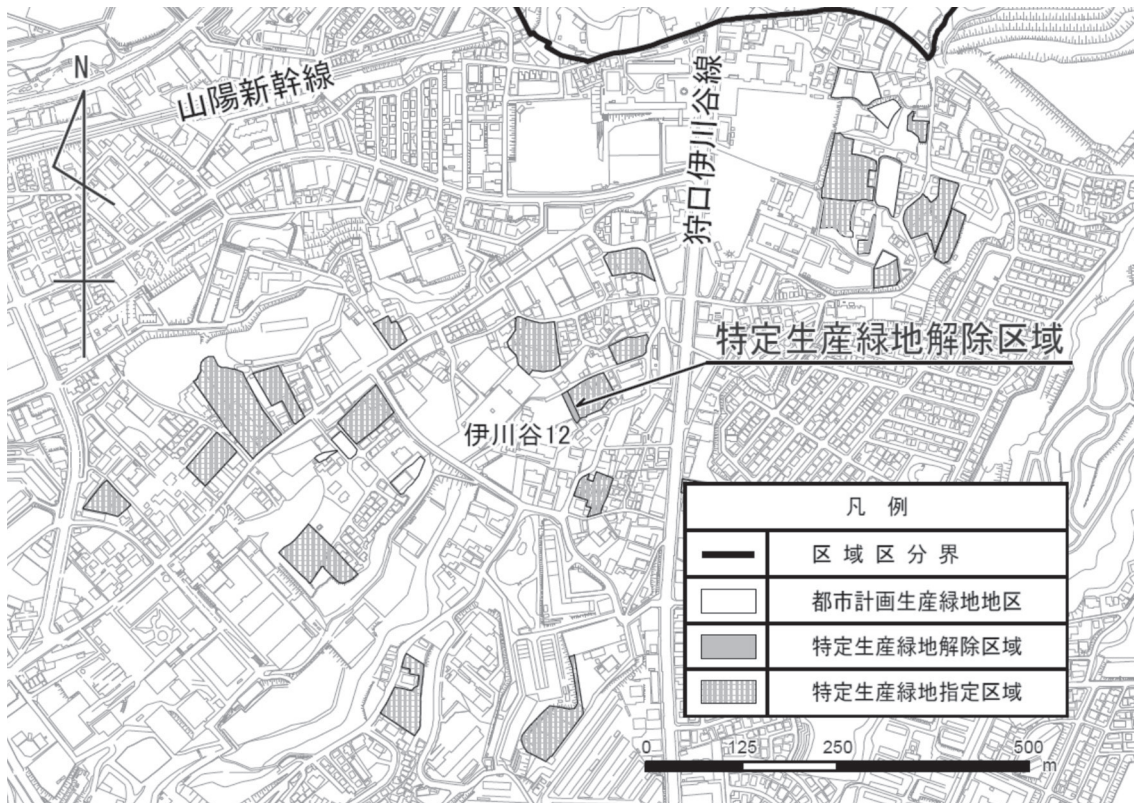
生産緑地地区名称	位置（代表地番）	特定生産緑地の指定を解除した面積（ha）	申出基準日	図

垂水19	垂水区名谷町1385-81	0.46	2022年10月6日	1
伊川谷12	西区伊川谷町有瀬267-12	0.02	2022年10月6日	2

「区域は指定図表示のとおり」



特定生産緑地指定図 1



特定生産緑地指定図 2

公 告

神戸市公告第131号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年8月1日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

土地の表示						変更内容
市	区	町	字	地番	面積	
神戸	北	山田町中	下津イ	12番	793㎡のうち 195.94㎡	農用地区域から除外する。

神戸市公告第132号

神戸市名谷町社谷土地区画整理組合から、同組合が施行する神戸市名谷町社谷土地区画整理事業の事業計画の変更について認可の申請があったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、当該変更に係る事業計画を2週間公衆の縦覧に供します。

令和4年8月2日

神戸市長 久元喜造

1 縦覧期間

令和4年8月2日から令和4年8月16日まで

2 縦覧場所

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル8階
神戸市都市局地域整備推進課

3 縦覧時間

閉庁日を除く午前8時45分から午後5時30分まで

神戸市公告第133号

神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号）第34条第1項において準用する同条例第29条第3項の規定により、次の対象事業に係る同条第1項の規定による事後調査の結果を記載した報告書（以下「報告書」という。）の提出があったので、同条例第34条第1

項において準用する同条例第29条第4項の規定により公告するとともに、当該報告書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和4年8月2日

神戸市長 久元喜造

1 対象事業の概要

(1) 対象事業の名称

神戸国際港都建設計画道路1.3.6号大阪湾岸線西伸線

(2) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

ア 名称：国（国土交通省近畿地方整備局）

代表者：国土交通省近畿地方整備局長 東川 直正

所在地：大阪府大阪市大手前1丁目5番44号

イ 名称：阪神高速道路株式会社

代表者：代表取締役社長 吉田 光市

所在地：大阪府大阪市北区中之島3丁目2番4号

(3) 対象事業の種類

一般国道（自動車専用道路）の改築

(4) 対象事業の位置

起点：神戸市東灘区向洋町東

終点：神戸市長田区南駒栄町

2 縦覧の期間

令和4年8月2日（火曜）から8月15日（月曜）まで

3 縦覧の場所

神戸市中央区磯上通7-1-5三宮プラザEAST 2階

神戸市環境局環境保全課

4 縦覧の時間

午前9時から午後5時まで

神戸市公告第134号

神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号）第29条第3項の規定により次の対象事業に係る同条第1項の規定による事後調査の結果を記載した報告書及びその概要を記載した書類（以下「概要書」という。）の提出があったので、同条第4項の規定により公告するとともに、当該概要書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和4年8月2日

神戸市長 久元喜造

1 対象事業の概要

(1) 対象事業の名称

（仮称）神戸市垂水区名谷地区土地区画整理事業

(2) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者：パナソニックホームズ株式会社

代表者：代表取締役 松下 龍二

所在地：大阪府豊中市新千里西町1丁目1番4号

(3) 対象事業の種類及び規模

宅地の造成、造成面積17.9ha（区域外盛土0.1haを含む）

(4) 対象事業の位置

神戸市垂水区名谷町字社谷1204番1他

2 縦覧の期間

令和4年8月2日（火曜）から8月15日（月曜）まで

3 縦覧の場所

神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザEAST 2階

神戸市環境局環境保全課

4 縦覧の時間

午前9時から午後5時まで

神戸市公告第137号

当該開発区域（工区）の全部について当該開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年8月16日

神戸市長 久元喜造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市西区岩岡町西脇字岩ヶ岡126番1、126番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市西区岩岡町西脇912番地の4

仁田 雅之

3 許可番号

令和4年5月12日 第8050号

神戸市公告第138号

都市公園を設置するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年8月16日

神戸市長 久元喜造

1 設置する都市公園

(1) 名称、位置及び区域

名称	位置	区 域	備考
篠原北町公園	灘区篠原北町2丁目	神戸市建設局公園部管理課備付けの図面のとおり	

(2) 供用開始の年月日
令和4年8月16日

神戸市公告第139号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和4年8月16日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市兵庫区七宮町一丁目5番9
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府中央区徳井町二丁目4番8号
株式会社 FDS
代表取締役 福地 隆史
- 3 許可番号
令和4年4月27日 第8048号
(変更許可 令和4年6月29日 第2012号)

神戸市公告第140号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和4年8月16日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市北区甲栄台1丁目18番1の一部、18番5、18番78、18番79、18番80、18番81、18番86、甲栄台2丁目3番97、3番99、3番100、3番101、3番102、3番114、3番114地先道路、14番30、14番30地先道路、14番33、14番106、甲栄台3丁目1番1の一部、1番2、1番3、1番4、3番64、3番64地先道路、3番103、12番2、12番3、14番107、緑町7丁目18番48、18番51、18番52の一部、山田町小部字ハシ折山18番6、24番の一部、山田町小部字出坂山14番110の一部の内7工区
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都港区芝2丁目32番1号

株式会社 長谷工コーポレーション

代表取締役 池上 一夫

3 許可番号

令和2年11月10日 第7074号

交通局

神戸市交通局公有財産管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年8月1日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

神戸市交通管理規程第3号

神戸市交通局公有財産管理規程の一部を改正する規程

神戸市交通局公有財産管理規程（昭和42年4月28日交規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（行政財産の使用許可の申請）</p> <p>第10条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第7項の規定により行政財産を使用しようとする者は、公有財産使用申請書により管理者に申請しなければならない。</p>	<p>（行政財産の使用許可の申請）</p> <p>第10条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第7項の規定により行政財産を使用しようとする者は、公有財産使用申請書<u>（別記様式）</u>により管理者に申請しなければならない。</p>

別記様式を削る。

附 則

この規程は、令和4年8月1日から施行する。

神戸市交通告示第4号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、自動車事業及び高速鉄道事業の旅客運賃等の徴収事務を含む業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示する。

令和4年8月1日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

委託者	委託業務	委託期間
東京都大田区平和島5丁目4番1号 株式会社はとバスエージェンシー 代表取締役 鷺尾 雅彦	企画商品販売業務	令和4年8月1日から 令和5年3月31日まで

監査委員

監査委員訓令甲第1号

監査事務局

監査事務局長以下専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年8月1日

代表監査委員 細川明子

監査事務局長以下専決規程の一部を改正する訓令

監査事務局長以下専決規程（昭和59年10月1日監委訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（専決事項の代決）

第7条 事務局長、担当部長、課長又は担当係長（以下「局長等」という。）に事故があるときは、監査事務局規程第6条の規定によりその事務を代行する者が、その専決事項を代決する。

2 前項の規定により専決事項を代決した者は、事後速やかに、当該局長等へ報告を行わなければならない。

附 則

この訓令は、令和4年8月1日から施行する。